

追悼の辞

独日法律家協会会長 ヤン・グロテア

本日ここに宮澤浩一先生のお別れの会が執り行われるにあたり、謹んで先生の御霊前にお別れのことばを申し上げます。

先生には独日法律家協会におきまして多大なるご尽力を賜りました。先生は、独日法律家協会の設立以前より良き助言者として私どもにお力添え下さいました。そして、一九八八年の協会設立時には設立者のおひとりとして、またその後も設立当初より評議会の評議員のおひとりとして先生にはご尽力賜りました。先生なくして現在の独日法律家協会は存在しえず、また、先生のたゆまぬご尽力なくして、独日両国にまたがり七〇〇人も会員を擁する協会の今日の繁栄はありえなかったでしょう。

私どもが初めて独日比較法学をテーマとしたシンポジウムを開催することができたのも、ひとえに先生のお蔭であります。先生は、資金を提供して下さいただけにとどまらず、ときには講演者として、またときには助言者として私どもにご助力下さいました。先生の卓越した語学力を通じて、シンポジウムの参加者は日本刑法への理

解を深めることができました。同様に、先生はドイツ刑法にも精通しておられ、私どもにとって、協会が使命を果たす上での最上のパートナーでありました。その使命とは、ドイツにおいて日本法に関する知識を深めること、そして、日本法とドイツ法とを比較研究することにあります。その一つの例として、トリーアにあるドイツ裁判官アカデミーにおいて宮澤先生は、ドイツの裁判官や検察官にも日本法についてご教示下さいました。

先生は幾たびもドイツをご訪問下さり、協会の本部があるハンブルクにおいては講演者として、また助言者として私どもに手をお貸し下さいました。先生のお人柄、寛容さ、自由闊達さ、そして世界へと開かれたご慧眼によって、学問を通じた交流の域を超えた、長年にわたる良き友人関係を築くことができました。

独日法律家協会の理事会および協会員は、これからも宮澤先生のことを忘れることはありません。先生は、偉大な刑事法学者として、法律家の鏡として、また愛すべき友としていつまでも記憶の中で色褪せることなく、私どもの心の中でいつまでも生き続けることでしょう。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

二〇一〇年十一月 お別れの会にて

(翻訳 フィリップ・オステン)